

議案第10号

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年2月26日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第　　号

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成21年亀山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。